



税理士 山本 善通 氏

## Question 利用分量配当とインボイス

当組合は、インボイス（適格請求書）発行事業者です。このたび共同購買事業に対して、利用分量配当を行う事を考えています。

既に組合員には、共同購買事業においてインボイスを発行していますが、利用分量配当を行った分の調整はどうなりますか？

## Answer

### 【概要】

組合が組合員に物品を販売したときは、インボイスを交付する義務がありますが、当該組合員に対して利用分量配当を行ったときは、適格返還請求書（返還インボイス）を交付する義務が発生します。（新消法57の4③）

### 〈返還インボイスについて〉

組合が利用分量配当を行った後に、「売上げに係る対価の返還等」として、交付が義務づけられた書類です。具体的には「利用分量配当金支払明細書」等として、その名称は問われません。

また、取引の基となった年月日、期間の記載や税率ごとの区分した返還額等の記載要件があれば、返還インボイスとして認められます。

適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えありません。）
- ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

### 〈利用分量配当を受ける組合員について〉

- 1 組合員が收受する事業分量配当金については、法人税法第60条の2第1項1号《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》に掲げる協同組合等から組合員が收受する事業分量配当金のうち、課税仕入の分量等に応じた部分の金額は、その組合員の「仕入れに係る対価の返還」に該当しますので留意してください。（基通12-1-3）

したがって、その分の調整計算が組合員の側では必要となります。調整を行う時期については、原則として、当初の課税仕入れを行った課税期間でなく、利用分量配当を受けた課税期間において、調整を行います。（基通12-1-10）

- 2 利用分量配当金を收受した組合員が、特に簡易課税を選択している場合は、課税売上として処理したときは納付税額が過大になってしまうので、留意してください。